

岡山大学環境管理施設が発足したのは昭和53年7月であります。それまでは昭和50年5月に特殊廃水処理施設の竣工、発足に引続き昭和52年12月に有機廃液処理施設が設けられ、2施設個々に運営されてきました。本施設は両施設も総合的に機能的に運営する必要性からこれらを合併し、環境管理施設として衣替えしたものであります。

本施設が発足の過程においては設置場所、管理運営に関して幾多のうよ曲折がありました。これは施設のもつ性格、作業内容、さらには直接的に教育研究に係わるものでないなどの点が原因であったからと考えられます。しかし学長を始めとして全学的の強力なご支援、ご協力をいただけるという前提でのご要望のもとに、工学部がその管理運営に当ることになって現在に到っています。

全国の国立大学における施設の設置状況を見ますと、現時点では無機系のみ施設を有するもの12、有機系のみ3、無機系及び有機系を有するもの30大学で、施設設置条件を有する国立57大学中45大学が施設を保有しています。一方その運営形態も一様でなく、工学部を管理局としてしているところは27大学60%であります。しかし何れの大学も全学的支援、協力のもとに運営されています。

本施設は本学における研究結果として出される公害物質を防除することを目的としていますが、全学的な強力なご協力がなければその防除の目的達成は不可能であります。目下施設関係各位の絶大なる努力と学内からのご協力によってその目的は達成されていると考えていますが、今後とも本施設利用各位の一層のご努力、ご協力をお願いする次第であります。

瀬戸内海では本年6月から瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、化学的酸素要求量CODの総量規制、リン削減などの内海浄化のための規制が一層強化されており、さらに滋賀県では琵琶湖の水質保全のための富栄養化防止条例を制定しようとし、9月の同県議会に条例案が提出されています。環境浄化は一般的な気運となっている現状であり、これらの情勢を考えると、特に研究者の立場としても対応に誤りがあってはならないと考えます。

さて昭和53年1月に岡山大学特殊廃水処理施設年報が創刊されました。その後2施設が環境管理施設と合併再発足してよりもすでに約1年を経過致しました。この間施設と致しましては無機廃液部門及び有機廃液部門の両部門長をはじめとする関係各位のご協力のもとに廃液処理業務を遂行して参りましたが、今回施設をご利用各位に定期的にご紹介するため、新たに岡山大学環境管理施設報として形を変え発刊することと致しました。さきの廃水処理施設年報に記載されました規程等もその後改正され、又新しく制定された規程もあります。本号は創刊号でもあり、最近の施設の組織形態や利用のための関係規則及び利用方法ならびに施設運営の概況などについて、施設ご利用各位の手引書として役立てて頂けるものとして編集されています。

世は挙げて環境浄化時代へと突入しています。このような情勢をふまえて全学のご支援、ご協力のもと環境管理施設の管理運営に万全を期したいものと考えます。本施設報はそのための施設利用各位のご参考となるものと存じます。

環境管理施設の適切な運営によって岡山大学の環境保全に万遺漏なきよう努力しようではありませんか。

昭和54年9月28日